

日の出町立学校版

**感染症予防ガイドライン**

(新型コロナウイルス感染症)

【第3版 令和4年4月8日】

日の出町教育委員会

## ～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、国、東京都教育委員会からの学校再開ガイドライン等に基づき、日の出町教育委員会として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

なお、本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意ください。

### 【引用・参考文献等】

「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】ver7」（令和4年2月9日 東京都教育委員会）

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル『学校の新しい生活様式』（令和4年4月1日 文部科学省）」

## ～感染症対策に関する考え方～

感染症対策においては、一人一人の感染予防に関する行動が、自分の命を、家族を、大切な人を、社会を守ることにつながる。また、感染症拡大防止のため、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、最前線で尽力されている方々により、私たちの生活は成り立っている。また、どんなに感染症対策を行っても、感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提として、学校教育活動の再開に当たっては、教職員、児童生徒、その保護者、その他学校関係者などの全員が、この認識を共有していくことが重要である。

そうした共通認識の下で、手洗いや咳エチケット、換気の徹底といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を徹底的に避けるために身体的距離を確保する（ソーシャルディスタンス）など、学校内外で「新しい生活様式」を徹底して実践することが必要である。

- 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- 日頃の連絡体制を確認しておくこと
- 集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることを徹底的に回避
  - ①換気の悪い密閉空間
  - ②多くの人が密集
  - ③近距離での会話や発声



3つの条件が重ならないように対応すること

(出典：厚生労働省 HP「新型コロナウイルス感染症について」)

## <手洗いについて>

「出典：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル『学校の新しい生活様式』（令和4年4月1日 文部科学省）」

**石けんやハンドソープを使った  
丁寧な手洗いを行ってください。**



手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約0.01% (数百倍)
	2回 繰り返す	約0.0001% (数万倍)

手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

(参考文献：感染症学雑誌.80:496-500,2006 からの作成)

**手洗いのすすめ**  
**水とハンドソープで、ウイルスは減らせます！**

※手洗いの効果（イメージ図）

(参考文献) 森功次他：感染症学雑誌.80:496-500(2006)

## 手洗いの6つのタイミング

外から教室に入るとき



咳やくしゃみ、鼻をかんだとき



給食（昼食）の前後



掃除の後



トイレの後



共有のものを触ったとき



## <マスクについて>

TOPICS

### マスクについて

#### <マスクの効果>

マスクには、咳やくしゃみの飛沫の飛散を防ぎ、ウイルス等を人に感染させるリスクを減らす効果があります。症状がない感染者（不顕性感染）もウイルスを人に感染させる可能性はあるため、学校のように多くの児童・生徒等や教職員等が集まる場所では、マスクを着用することにより感染拡大を防ぐ効果があります。



#### <マスクを着用する際の注意事項>

- ・マスクを着用することにより呼吸に負荷がかかる場合もあるため、熱中症のおそれがある場合等は、換気や互いに距離を保つなどの感染症対策を行った上で、マスクを着用しないこともあります。また、体育の授業におけるマスクの着用は必要ありません。
- ・マスクのフィルターには病原体が付着している可能性があるため、使用中はあまり触らないようにします。体育の授業や食事等で外す場合も、できるだけ表面には触らないようにし、布で挟んだり、ビニール袋に入れたりして保管します。マスクを外した後は、流水と石けんで手を洗います。

#### <指導に当たって>

- ・児童・生徒等が、学校でマスクを着用することの効果や着用する際の注意事項を理解できるよう指導します。
- ・マスクについては、一律に着用を促すだけでなく、個々の児童・生徒等の事情に応じた配慮が必要であり、そのことを保護者にも周知する必要があります。

「出典：新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】ver7」（令和4年2月9日 東京都教育委員会）

## 感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

#### ①手洗い 正しい手の洗い方

手洗いの前に、爪は短く切っておきましょう。時計や指輪は外しておきましょう。

**1** 流水でよく手をめらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

**3** 指先・爪の間を念入りこすります。

**5** 親指と手のひらをねじり洗います。

**2** 手の甲をのぼすようにこすります。

**4** 指の間を洗います。

**6** 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

#### ②咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやるう

マスクを着用する（口・鼻を覆う）

**1** 鼻と口の両方を確実に覆う

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

**2** ゴムひもを耳にかける

袖で口・鼻を覆う

**3** 隙間がないよう鼻まで覆う

#### 正しいマスクの着用

マスクがいない時

**1** マスクを着用する（口・鼻を覆う）

咳やくしゃみの時

**2** ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

何もせずに咳やくしゃみをする

**3** 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸  
Prime Minister's Office of Japan

■ 詳しい情報はこちら

厚生労働省

「出典：厚生労働省 HP」

3

## <清掃・消毒について>

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。

### ○普段の清掃・消毒のポイント

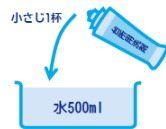
- ・清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ない。衛生環境を良好に保つ工夫として、清掃活動（掃除の時間等）において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。（家庭用洗剤等を用いた拭き掃除の代替も可能）
- ・トイレや洗面所では、特別な消毒作業の必要はない。通常の清掃活動の範囲で清掃する。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合は？

台所用洗剤を使って代用することもできます。

- (1) 洗剤うすめ液を作る。  
 たらいや洗面器などに500mlの水をとり、台所用洗剤を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。  
 （食器洗い専用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）
- (2) 対象の表面を拭き取る。  
 キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が濡れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、方向にしっかり拭き取るようにする。
- (3) 水拭きする。  
 洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。
- (4) 乾拭きする。  
 最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。



台所用洗剤で代用する場合は…

- 安全上の注意**
- 手指・皮膚には使用しないでください。
  - スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。
- 効果的に使うためのポイント**
- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
  - 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、懐電とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
  - 塗膜面（家具、ラッカー塗膜部分、自動車の塗膜面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

### 新型コロナウイルス対策

## ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

#### 試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミノオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分（脂肪酸カリウム） (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分（脂肪酸ナトリウム） (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分接触させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。  
<https://www.nite.go.jp/information/koronavirus/20200622.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトでご覧いただけます（随時更新）  
<https://www.nite.go.jp/information/osirasidetetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

品名	住宅・家具用台所用洗剤
成分	界面活性剤 (0.2% アルキルアミノオキシド)、泡発剤
濃度	固アルカリ性 正味量 400ml

※ 製品本体の成分表は製造途中に基づいて表示されているため、品質管理などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所用用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。



## 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動  (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2 m 程度 (最低1 m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	1 mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 5px;">             ↓ 収束局面           </div> <div style="text-align: center; margin-right: 5px;">             感染リスクの低い活動から徐々に実施           </div> <div style="text-align: center; margin-right: 5px;">             ↑ 拡大局面           </div> <div style="text-align: center; margin-left: 5px;">             感染リスクの高い活動を停止           </div> </div>	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1 mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

(参考)

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症対策分科会提言(※)における分類	
レベル3	レベル4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況。
	レベル3 (対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況。
レベル2	レベル2 (警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめていますが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができてきている状況。
レベル1	レベル1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況。
	レベル0 (感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況

※「新たなレベル分類の考え方」(令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会)

「出典：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル『学校の新しい生活様式』(令和4年4月1日 文部科学省)



(参考) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日・6月19日改訂) から抜粋

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m(最低1m)** 空ける。
  - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
  - 外出時や屋内でも会話をすると、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク**を着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
  - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。  
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
  - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**(手指消毒薬の使用も可)。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**  咳エチケットの徹底
- こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)  身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避(密集、密接、密閉)
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務  時差通勤でゆったりと  オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン  対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

「出典：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル『学校の新しい生活様式』(令和4年4月1日 文部科学省)



# I 学校運営編

## 1 感染症予防の徹底

### (1) 児童生徒

ア 学校は、児童生徒に対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレの使用後など）、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用など）の励行等、本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して感染症対策に関する指導を行うこと。

また、児童生徒には、感染症対策用の持ち物として、次のものを持参させること。



#### 【各自に必要な持ち物】

- ・清潔なハンカチ・ティッシュ
- ・マスク
- ・マスクを置く際の清潔なビニールや布等



イ 児童生徒（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導（及び周知）すること。（レベル3及びレベル2の地域では、同居の家族に感染症状がみられる場合も同様とする。）

その場合には、「感染症予防措置」として、出席停止扱いとすることができることとし、児童生徒及び保護者に周知すること。（児童生徒における「健康観察表」を活用した健康管理は継続すること。最終記載日から2週間、学校または家庭保管すること。）

ウ 健康観察表で確認できなかった、また健康観察表で体温が37度以上の記載のあった児童生徒については、別室等で検温し、風邪症状の確認をすること。

エ 登校時等、風邪の症状がみられる場合は、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。保護者の来校まで学校にとどまる必要がある場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行う。

なお、保健室については外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒が集まる場所であるため、可能な限り発熱等の風邪症状のある児童生徒が他の児童生徒と接することのないようにする。

オ 通学時には、公共交通機関内等での会話を控えるなど、飛沫感染の防止に努めること。

### (2) 教職員等（外部人材含む。）

ア 教職員等は、児童生徒と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層徹底すること。

イ 校長は、教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じること。

(レベル3及びレベル2の地域では、同居の家族に感染症状がみられる場合も同様とする。)(教職員等における「健康チェック表」を活用した健康管理は継続すること。最終記載日から2週間学校保管すること。)

### (3) 校内環境

- ア 校内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備すること。
- イ 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めること。  
換気は、教室のドアや窓を少なくとも30分に1回以上、数分間程度開放し、換気設備を設置している学校においては、適切に使用する。(エアコン使用時も同様)
- ウ 教室やトイレなど児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、1日1回、消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つこと。【P.4<清掃・消毒について>を参照】

## 2 教育活動上の留意点

### (1) 感染症対策に留意した各教科等の指導

- ア 授業中、教員は飛沫防止のためマスク又は代用品(ハンカチ、手拭いなど)を着用する。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合はその限りではない。
- イ 近距離での児童生徒の会話や発声などが必要な場合は、咳エチケットの要領でマスク又は代用品を着用するなどについて指導する。  
ただし、体育の授業におけるマスクの着用は必要ない。また、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外させるなど、マスク着用による身体へのリスクを考慮すること。  
体育の授業におけるマスクの着用については、スポーツ庁政策課学校体育室の事務連絡(「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」令和2年5月21日付)を参照すること。
- ウ 感染症対策を講じても感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、地域の感染レベルに応じて年間授業計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。

### 【感染のリスクが高い学習活動例「★」は特にリスクの高いもの】

- ★「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ★音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」
- 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ★家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ★体育における身体接触を伴う活動については、(教育庁指導部指導企画課体育健康教育担当の事務連絡『資料1』新型コロナウイルス感染症拡大防止のための体育科・

保健体育科の授業の工夫（例）令和2年5月1日付）のうち、「△控えた方が望ましい運動」を参照。なお、体育館等で実施する場合は十分な換気を行う。

【レベル3地域】

上記の活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにする。（★○実施不可）

【レベル2地域】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施する。（★実施不可 ○実施可）

児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っただけの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施する。

【レベル1地域】

上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。（★○実施可）

エ 授業中、児童生徒が体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室（別室）等に移動させるとともに、保護者に連絡した上で下校させる。

(3) 学校給食

「日の出町学校給食センター『学校における学校給食に関する感染症予防マニュアル』（新型コロナウイルス感染症対策）」（令和2年6月 日の出町教育委員会）に準じる。

(4) 休憩時間

ア 教室等の窓は開放し、十分な換気を行う。

イ 特別教室やグラウンド等での活動後、また、トイレ使用後などに、手洗いを徹底する。

(5) 部活動

ア 対外試合、合同練習、演奏会等、多数の児童生徒が集まる場への参加については、各部活動の意義や目的に照らし、その必要性について慎重に判断して学校長が実施・参加の決定を行う。

※対外試合、合同練習、演奏会等の実施や大会参加をする場合は、必ず生徒・保護者の同意を得ること。

イ 更衣室や部屋を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。

ウ 生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員等が地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。

【レベル3地域】

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動する。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合っただけ発声したりする活動は行わない。

【レベル2地域】

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施する。

【レベル1地域】

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。

## (6) 宿泊を伴う行事

宿泊行事の実施について、日の出町及び訪問先の感染状況等に基づき指導室と協議して学校長が判断する。実施する場合は3密を避けるなど、感染症予防策を講じた上で保護者の同意を得て実施する。

### <実施判断の観点(例)>

- ・ 3密を避ける形で実施できるか。(移動、食事等の工夫)
- ・ 他県の繁華街等、不特定多数の人との接触を避けることができるか。
- ・ 宿泊時、児童生徒から新型コロナウイルス感染症を疑う症状(高い発熱等)が見られた場合、他の児童生徒の感染予防ができるか、医療施設の受け入れは可能か。等

## (7) ワゴン車について

ア 運送契約に基づき、通常どおりの運行とする。

イ 毎朝の児童の検温を必ず行い、「健康観察表」への記入を徹底するよう保護者に依頼すること。

ウ 発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養し、ワゴン車等に乗車することのないよう、保護者への指導を徹底すること。

エ ワゴン車乗車中は、十分な換気を行うとともに、車内室温にも留意すること。

オ 運転手の健康管理については、指導・学務係が別に定める。

## (8) 熱中症予防

マスクを着用したままでの運動、遊び等における児童生徒の熱中症に十分留意する。

## 3 感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別への対処

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を確実に行う。

## 4 教職員の健康管理

(1) 教職員等は、児童生徒と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層徹底すること。

(2) 校長は、教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じること。(教職員等における「健康チェック表」を活用した健康管理は継続すること。最終記載日から2週間学校保管すること。)

(3) 登校後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意すること。

(4) 教員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制について、検討しておくこと。

(5) 勤務時間外においても3密を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただくとともに、「新しい生活様式」を参考とした生活の工夫を行うこと。

## II 臨時休業編

### 1 感染者を把握した場合

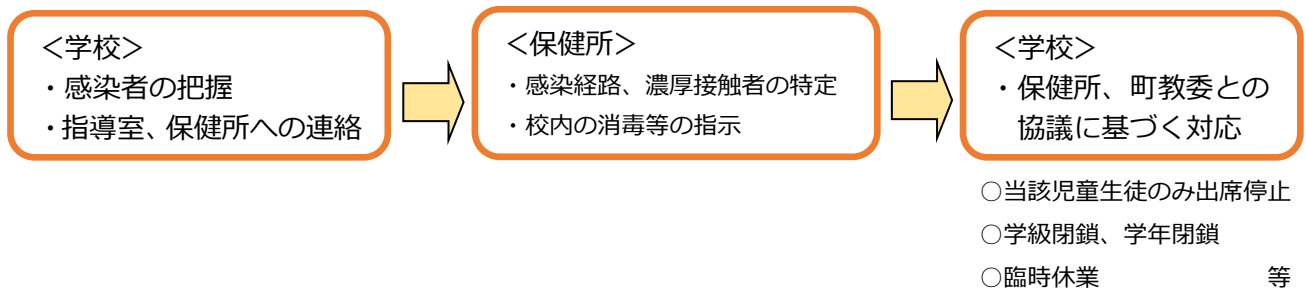
#### (1) 児童生徒の場合

ア 校長は、当該児童生徒について、治癒する（医療機関又は保健所の判断に基づく）までの間、出席停止とする。

イ 校長は、日の出町教育委員会指導室に報告し、西多摩保健所（0428-22-6141）への連絡の上、保健所からの助言に基づき対応する。

ウ 保健所は、当該児童生徒の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。

#### 【対応の流れ（例）】



※保健所業務が逼迫している状況においては、学校が濃厚接触者等候補者の調査を行う。【令和4年2月2日付事務連絡参照】

**【学級閉鎖を検討する基準】**

- 家庭内感染ではない児童・生徒等の感染が複数名判明した場合
- 家庭内感染ではない児童・生徒等の感染が1名であっても、周囲に未受診の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合

エ 学校は、プライバシーに配慮し、保護者に対して文書あるいはメール配信等で感染症対応について周知する。感染の拡大を防ぐため、保護者会等は開催しない。

※プライバシーに配慮し、学年、クラス等は公表しない。また、町からは学校名等も公表しない。（町内における感染者の発生人数・年代のみ公表）当該校で感染者が発生した旨を周知することについて、当該保護者から了承を得ること。

#### (2) 教職員の場合

校長は当該教職員については、治癒するまでの間休ませる。（事故欠勤、病気休暇等）

なお、以降の対応については、「1（1）児童生徒の場合」のイからエまでと同様の取扱いとする。

感染者	措置	期間
児童生徒	出席停止	治癒するまで （医療機関又は保健所の判断に基づく。）
教職員	事故欠勤、病気休暇等	
それ以外の学校関係者	校内への立ち入り禁止	

(3) その他

臨時休業、学年閉鎖、学級閉鎖、児童生徒における長期にわたる出席停止となった場合に備え、児童生徒が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を行うとともに、可能な範囲で ICT 端末を活用する。

2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染者となった場合など）

(1) 児童生徒の場合

ア 校長は、児童生徒の同居の家族の中に感染者がいるなど、当該児童生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておく。

イ 校長は、日の出町教育委員会指導室に報告する。

ウ 原則として、濃厚接触者に関する情報提供は行わない。情報管理に留意すること。

(2) 教職員の場合

校長は、教職員が同居する家族の中に発症した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、医療機関等が指示する期間に基づき当該教職員を休ませる。

(事故欠勤、自宅勤務等)

なお、以降の対応については、「2 (1) 児童生徒の場合」イからウまでの同様の取扱いとする。

感染の疑いがある者	措置	期間
児童生徒	出席停止	治癒するまで (医療機関又は保健所の判断に基づく。)
教職員	事故欠勤、自宅勤務等	
それ以外の学校関係者	校内への立ち入り禁止	

3 児童生徒における欠席等の判断・対応について（まとめ）

事 例	地域の感染レベルにおける対応		
	レベル1	レベル2	レベル3
風邪等の症状（同居家族）※1	家庭判断	欠席の依頼	欠席の依頼
風邪等の症状（児童生徒）	欠席の依頼※2	欠席の依頼	欠席の依頼
濃厚接触者（同居家族） 検査等（同居家族）	家庭判断	家庭判断	家庭判断
濃厚接触者（児童生徒） 感染（同居家族）	出席停止	出席停止	出席停止
感染（児童生徒）	出席停止	出席停止	出席停止

※1…「風邪等の症状」→発熱等 P.8 「1 (1) ーイ」参照

※2…感染症対策における児童生徒の欠席について保護者の理解・協力を得ること。校長の判断で「感染症予防措置」として出席停止扱いにすることができる。